

平成9年第1回沼田町議会定例会会議録（3日目）

平成9年3月17日（月）午後15時01分開会

1 出席議員

議 長	4番 吉 尾 政 春 議員	1番 谷 口 清 治 議員
	2番 橋 場 守 議員	3番 大 沼 恒 雄 議員
	5番 吉 田 俊 一 議員	6番 吉 田 好 宏 議員
	7番 森 井 章 夫 議員	
	9番 野 道 夫 議員	10番 久 保 寛 議員
	11番 山 木 一 男 議員	12番 杉 本 邦 雄 議員
	13番 室 田 俊 朗 議員	14番 中 村 進 議員
	15番 山 田 英 次 議員	16番 伊 藤 初 議員

2 欠席議員

8番 横 山 峯 生 議員

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠 田 久 雄 君	監査委員	岩 寺 一 之 君
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 会 長	小 西 義 光 君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	清 水 勝 之 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	三 上 洋 一 君
旭寿園園長	松 田 剛 君	デイサービスセンター 所 長	片 桐 俊 男 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	久 本 博 美 君	次 長	野 原 耕 次 君
-------	-----------	-----	-----------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

席

午後15時01分 開会

(開議宣言)

○議長（吉尾政春議長） 只今定足数に達しておりますので、これより3日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、7番、森井議員、12番、杉本議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、予算特別委員会の予算審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

(久保委員長登壇)

○委員長（久保 寛委員長） 予算委員会の報告を致します。本予算審査特別委員会に付託された、次の事件について審査が終わりましたので会議規則第77条の規定により報告致します。

- 1、審査付託された事件。1番から7番まであります。ご覧を頂きたいと思います。
- 2、審査の期間。平成9年3月11・13・14日の3日間。
- 3、審査の結果。本委員会に付託された議案第20号から議案第26号までの7件について、3日間にわたり各課長、次長、所長、園長及び関係職員から説明を受け、慎重に審議致した次第であります。その結果、付託されました7議案いずれも原案どおり可決すべきものと決定致しました。

但し、次の意見を付す。

陶芸の里施設整備については、当初の建設計画の趣旨に則り、効率的な施設運営を図り、地域住民の文化の昂揚に努力されたい。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっております7件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。それで討論、採決に入ります。討論、採決は付託

された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。

議案第20号、平成9年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 反対の立場から討論致します。国民の多数が反対している制度や、法律などが国会では賛成多数でどんどん通過する、非常に反国民的な政治体制、国民多数の利益ではなく、ごく少数の大企業、財界の護送船団方式の政治だということが今ほど国民の前に明らかになった時期はないと思います。このような政治状況のもとでは地方自治体が住民の生活、福祉、教育、その他を守るために一層奮闘しなければならない時期だと思っております。町長の施政方針の中で、国際化の進展についてごんきゅうしています。この事を考える時、どうしても日本とアメリカとの関係を見る必要があります。日本に100以上の軍事基地を持つアメリカは、政治、経済、その他で非常に身勝手な圧力を日本に加えています。アメリカの食料戦略の圧力のもとで、米の輸入自由化が進められました。ソ連崩壊によって実は一番困ったのはアメリカだそうであります。どんな困り方をしたかという、膨大な軍事力の維持と更なる軍拡の口実がなくなってしまった。ソ連が崩壊した後アメリカでは何があったかという、今までのソ連脅威論に替わる軍拡のための口実づくりの研究が発足したんだそうであります。いくつも案が出たけれども駄目であって、しかし最後に到達したのが世界にはならずもの国家があると、その国に制裁を加えるためにアメリカの軍事力が必要だと、核も必要だと、こういう結論をつくり出したそうあります。世界の流れがそういう軍事同盟はでなく、非同盟中立で平和の方向を求めるのが本流になっているのに、日本政府はアメリカのいいなりになって軍備増強の道を進んでいます。政治の中ではゼネコン型開発のむだ遣い、厚生省汚職などにみられるように政治、官僚、財界の癒着の根絶に財政危機の打開の方向を求めようとせずに、政府は行革の名によって9兆円もの国民負担を増やす増強を強行しようとしています。町長の施政方針の中、それから予算執行の中では国民不在の国の政治に対する批判の姿勢をどうも伺い取ることが出来ないのが非常に残念なんです。そういう立場から、この組まれていく予算もやはり国のやる方向についじするような形になっています。限られた町の財源の中で町民の立場から不用、不急なものはないか、無駄はないかと考え、町民の福祉、教育、文化等の向上に努めなければならないのは町の職員、理事者、して我々議員の役目ではないかと思うわけであります。しかし、それにしても3割自治とか言われている自治体の財源ですから、おのずと限界があります。国政がアメリカべったりで、政管財の癒着の中で進められている無駄や不公正を厳しく批判して、地方分権が財源的な裏付けのあるものに国に対して要求していかなければならないのではないかと思います。そしてこの点は、町民の皆さんにも理解を深めてもらう努力を併せて大きな運動にしていかなければ地方自治体の努力にも町民の福祉を向上するための努力にもおのずから限界があるわけで、こういう運動を進

めていかなければならないと思っております。高齢化社会の福祉を課題にしながら、沼田町においては旭寿園にしても和風園にしてもその業務は多くの臨時職員との共同で支えられています。本来、同一労働、同一賃金が原則ですから、しかしそれをやれば地方自治体の財源が持たない、ここに国の基準が福祉の名に値しない低いものであるということが表れていると思うんです。ですから、国に対する改善のための強い要求が我々にかせられているのではないかと思います。臨時的な事業に対して臨時職員を雇えるような事業があります。ところが、その事業に対して雇う臨時職員の賃金もこれまた本職員から見たらとんでもない低いものであります。こういう不公平な低い見積りが国から道から押しつけられている訳です。これに対してもやはり改善をさせる必要があると、私は考えているわけであります。全体として臨時職員の待遇改善になかなか町長は「うん」と言わない、例えば農産加工場の職員の問題、農産加工場で生産されているものは町の顔として一応認めていながら、職員のそういう労働条件については非常に低いものであると、こういうものをやはり改善させなければならぬと私は考えております。今回の予算化された中で幌新地区の陶芸の里の問題があります。町長の方針書をよくよく読んでみますと、最近陶芸の愛好者も多くなったと、その社会的要求に応えるということが書いていますけれども、どこのをみても町民の文化的な要求に応えるという、町民という言葉が入っていないんです。よくよく質疑の中で、「あっ、これはやっぱりちょっと読み違えるとこれは町民のためにつくるんだ」と、初めは思ってしまったんです。ところが、議論していく中で町民という言葉が入っていない意味がわかりました。要するにはたむけ館の誘客、それが第1義的なものになってる。そういうふうには受け取らざるを得なかったわけです。私はそういう文化の問題であろう、何であろう、第一義的に考えるのは町民の要求に応えることだと思うんです。そこから出発しなければならぬと思います。町民の文化的要求は陶芸だけではありません。絵画、木彫、詩集、色々なものがあります。多岐にわたっています。その中で特に陶芸の施設を作る、これは陶芸というのはやはり特殊的なものがありますから、焼かなければならぬ整備が必要だと、ということからいって陶芸の里そのものを作るのはいいわけであります。しかし、今作ろうとしている幌新地区に作って本当に町民の皆さんがあそこへ行って自由に陶芸に親しむことができるの

だろうか、議論の中で私はそれは不可能に近いなと思いました。例えば小学校や中学校の生徒があそこへ行って、陶芸の勉強をする、授業に取り入れるだ。なんていう説明も聞きました。しかし、今ご承知のように新学習指導要領の中で子供たちはもう覚えなければならない学科が物凄く多い、先生方はそれをこなすためには近くでの遠足だとか、そういう集団的な行動をやめてそして学科の方に、ものを覚えるほうに一生懸命ならざるを得ないというような状況であります。それを車に乗ってあそこまで行って、帰ってくるとなったら行き、帰りで子供たちが学校から出ていって車に乗って向こうで降りて、会場ま

で行くということになればゆうに30分以上はかかると思うんです。そうすると子供の教育のため、学校教育のためだとかいうことは全く実現しない状況になる。私は本当に町長が町民の文化的な要求に応えるという考えであるならば、やはり沼田の市街に近いところで登り窯ではなくてもいいんです。そういう陶芸の施設を作るべきだと思います。町長は町の観光ルートやいろんな事を言ってますけれども、ゴルフ場とほたる館とほたるの里と、こういうところで振興計画、観光の振興だとかいってますけれども、実はピストンなんです。沼田の市街にはお客さんが来ない、寄らないと、そういう事から考えたならば沼田の商工振興のためにもこの陶芸の里はこの市街地に作って、泊まりに来た人、本当に陶芸の要求を、要望を持っている人であればここへ来てやっていくと思うんです。そういう恰好で商工振興も進めるべきだと、こういう考え方から私は陶芸の里が幌新地区に作られるというのは町民に文化的な要求を満たすものにはならないし、120,000千円もかけて聞いてみるとそこへ来る人は全額自分で経費も維持費も全部持って、して運営してもらうんだと、いうことのようにありますけれども、そうなればその人が自分の生活を立てていくためにはいいものを作って売らなければならない、そうすると一般の人達が来て作ったものいつ焼くのかという問題もあります。窯に一杯にならないうちに焼くわけにいかないんです。こういう事などを考えて私はやはり町民の文化の向上を考えるとすればそんなに大きいものではなくて、沼田町民が好きな人がいつでも誰でもが行ってやれるようなそういう施設にしなければならぬと思う訳

であります。更に生涯学習センターも予定されているし、それから、それが建てたあとにこの公民館をどうするかというのもまだ考えてないと、そうすれば私はそういうものを作る施設が余ってくるんじゃないかと思います。そういうところを利用して、これは続けていくべきでないかと、陶芸の里を振興させるべきでないかと、こういうふうに考えております。そういう点で、この点については全く賛成できないので一般会計には反対をすると、全般の方で言ったように国に対する要求の仕方の非常に私は不満であります。以上を述べまして反対討論にします。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。3番。

○3番（大沼議員） 私は賛成の方から意見を述べさせて頂きたいと思います。この全国的に不景気な中、道予算も無い中沼田町においては予算が伸びていると、また本年度予算については今久保委員長の方からも、橋場さんの方からも色々ご意見が出されましたが、陶芸の里については更に慎重に審議を重ねて頂いて、地元の経済効果に何とか役立てて頂ければという気持ちがございます。また平成9年度の会計予算及びにつきましては、町理事者も町も努力しているということのなかで賛成致します。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 7番、森井です。私も賛成の立場から討論したいと思います。平成9年度一般会

計予算につきましては、先程予算委員長の方から報告あったとおり賛成致します。その内容を見ると在宅介護支援センターの設置、また病院運営等に対する支援、また居住環境整備、道路網の整備等、新規事業の拡大も多く行われております。更に産業振興等、行政サービスにも努力されており、概ね評価されると思います。従いまして、私は本年度予算一般会計につきましては賛成の立場をとります。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第21号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第22号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第23号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第24号、平成9年度沼田町老人保健特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第25号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第26号、平成9年度沼田町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議

題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任致したいから、地方税法第 423条第3項の規定によって議会の同意を求める。

この件でありますけれども、下記の沼田勲さんがこの4月9日に任期が満了となります。そこで平成6年の4月10日から一期固定資産の評価審査委員会の委員を勤めて頂いておりますけれども、非常に誠実な方で評価委員には最適任と考えておりますので、再任をお願いしたいという内容であります。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） ちょっと休憩してもらいたい。ちょっと聞きたいことがあるので、人事問題なので、いいですか。

○議長（吉尾政春議長） 休憩します。

15時22分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時23

分

○議長（吉尾政春議長） 質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、議案第27号、恵比新橋架換工事請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第27号、恵比新橋架換工事（上部工）請負契約について。下記のと

おり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記。契約の目的、恵比島3、4区線恵比新橋架換工事（上部工）でございます。

契約の方法、5社による指名競争入札でございます。この5社につきましては、資料で別に添付して
ございますのでお目通しをお願いしたいと思います。

契約金額、99,750,000千円。

契約の相手方、日本高圧、中村、渡部共同企業体。代表者、札幌市中央区南2条西3丁目8番、日本
高圧コンクリート株式会社、常務取締役工事本部長、石垣省司でございます。

工事場所、恵比島。

工期、着工の日から200日間。

平成9年3月17日提出、沼田町長名でございます。

宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ
りませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮
りいたします。議第27号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、陳情第1号、地方参政権付与に関する意見書の提出を求める陳情
についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略
したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号は、委員会付託を省略することに
決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際
説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。陳情第1号は、採択すべきものと決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、請願第1号、酪農、畜産振興施策に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第1号は、委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号は、採択すべきものと決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。休憩致します。

15時28分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時29

分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、意見案等6件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、意見案第1号、森林、林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書（案）について、日程第8、意見案第2号、定住外国人に地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書（案）について、日程第9、意見案第3

号、酪農、畜産振興施策に関する意見書（案）について、日程第10、議案第28号、沼田町議会議員定数審査特別委員会の設置について、日程第11、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第12、議員の派遣について、以上を日程に追加することに決しました。

意見案の一括議題について、お諮り致します。この際、意見案第1号、第2号、第3号を一括して議題と致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって意見案第1号、第2号、第3号は一括して議題とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、意見案第1号、森林、林業の活性化、国有林野事業の健全な発展に関する要望意見書（案）について、日程第8、意見案第2号、定住外国人に地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書（案）について、日程第9、意見案第3号、酪農、畜産振興施策に関する意見書（案）についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第1号、第2号、第3号を一括して採決致します。お諮り致します。本3案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本3案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第28号、沼田町議会議員定数審査特別委員会の設置についてを議題と致します。この際、本案の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。議案第28号は、原案どおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり決しました。

お諮り致します。只今設置されました、沼田町議会議員定数審査特別委員会の選任については委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって特別委員会の委員は、議長が指名することに決しました。お諮り致します。本特別委員会の委員に1番、谷口議員、5番、吉田俊一議員、14番、中村議員、9番、野議員、12番、杉本議員、3番、大沼議員、7番、森井議員を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、閉会中の所管事務調査申し出書を議題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了まで、閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議員の派遣についてを議題と致します。本件は記載のとおり、議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

（散会宣言）

○議長（吉尾政春議長） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成9年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

